

通所介護事業所(利用定員11人以上)における看護職員の配置について

平成27年6月 三重県長寿介護課

利用定員11人以上の通所介護事業所については、単位ごとに、看護職員(看護師又は准看護師)の1人以上の配置が求められていますが、平成27年4月の介護報酬等改定(厚生労働省解釈通知の改正)により、配置基準が緩和され、病院、診療所、訪問看護ステーション(以下「病院等」という。)との連携により、病院等の看護職員が、通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院等と通所介護事業所が、通所介護事業所のサービス提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、通所介護事業所に看護職員が確保されているものとされました。

ついては、通所介護事業所(利用定員11人以上)における看護職員の配置について、このたび本県として、下記のとおり整理しましたので、今後の適切な取扱いについて、ご配慮をお願いします。

今般の介護報酬等改定による新たな配置の形態である「病院等との連携による確保」(下記1)については、あくまで、病院等と通所介護事業所の設置者が異なる場合に適用されます。

一方、通所介護事業所の看護職員が、同一法人の設置する他の事業所を掛持する場合や、掛持をしない場合(下記2)についても、看護職員の配置基準の緩和の観点から、通所介護事業所における従事時間や、掛持の事業所との距離関係等について、改めて整理しました。

記

1 病院等との連携により確保する場合

(1) 病院等の設置者(甲)と通所介護事業所の設置者(乙)が、甲の雇用する看護職員が乙の設置する通所介護事業所で、看護業務(利用者の健康状態の確認等)に従事することについて、契約を結ぶ必要があります。

病院等の看護職員のうち、通所介護事業所で従事する看護職員については、原則として、契約を結ぶ時点において、特定しておくものとします。

(2) 通所介護事業所のサービス提供日には、必ず1人以上の看護職員が、事業所内で看護業務を行わなければなりません。看護職員が不在となった日は、人員基準欠如となります。

(3) 通所介護事業所で従事する時間数や、病院等との距離について、一概に示されるものではありません。

時間数については、通所介護事業所の規模(利用者数等)や業務内容、サービスの提供内容から判断のうえ、必要と考えられる時間を確保するものとします。距離については、併設の範囲内に限るものではありませんが、通所介護事業所を離れているときにおいても、サービス提供時間帯を通じて、緊急時等(利用者の容態急変等)に対応できるよう、病院等から駆けつけることができる範囲内とするとともに、常時、適切な指示ができる連絡体制を確保するものとします。

2 通所介護事業所の職員として配置する場合

(1) 設置者(法人)による雇用契約書や辞令等に、通所介護事業所(及び同一法人が設置する掛持の事業所)における勤務時間、勤務内容等を記載する必要があります。

(2) 通所介護事業所のサービス提供日には、必ず1人以上の看護職員が、事業所内で看護業務を行わなければなりません。看護職員が不在となった日は、人員基準欠如となります。

(3) 通所介護事業所で従事する時間数や、掛持の事業所との距離について、一概に示されるものではありません。

時間数については、通所介護事業所の規模（利用者数等）や業務内容、サービスの提供内容から判断のうえ、必要と考えられる時間を確保するものとします。距離については、併設の範囲内に限るものではありませんが、通所介護事業所を離れているときにおいても、サービス提供時間帯を通じて、緊急時等（利用者の容態急変等）に対応できるよう、掛持の事業所（掛持をしない場合の勤務時間外においては自宅等）から駆けつけることができる範囲内とするとともに、常時、適切な指示ができる連絡体制を確保するものとします。

3 病院等・掛持の事業所における人員基準の扱い

上記1, 2において、看護職員が通所介護事業所で従事した場合、その従事時間について、病院等又は掛持の事業所における従事時間からは除く必要があります。

この結果、病院等又は掛持の事業所における職員の勤務時間が、人員基準を下回った場合、当該病院等又は掛持の事業所は、人員基準欠如となりますので、充分ご注意ください。

＜例＞訪問看護ステーションを設置する法人と契約し、当該ステーションの看護職員が通所介護事業所で従事した結果、当該ステーションの看護職員に係る暦月の常勤換算人数が、2.5人を下回った場合、当該ステーションは人員基準欠如となります。

4 申請書類に係る添付書類等

(1) 病院等との連携により看護職員を確保する場合において、通所介護事業所に係る新規指定申請、指定更新申請、変更届に添付の運営規程、勤務形態一覧表の記載事項、及びその他添付書類は、次のとおりとします。

契約書に定める内容については、個別具体的に確認させていただきます。

なお、病院等との連携による場合、当該看護職員は、通所介護事業所では看護職員に専従となります。（機能訓練指導員等との兼務は認められませんので、ご注意ください。）

【運営規程】	看護職員の人数及び連携先の病院等名を記載。
【勤務形態一覧表】	各看護職員の氏名及び勤務時間を記載。 備考欄に、各看護職員に係る連携先の病院等名を記載。
【その他添付書類】	病院等の設置者（甲）と通所介護事業所の設置者（乙）の契約書の写し ＜想定される項目＞ 通所介護事業所で従事する看護職員の氏名、従事日（曜日）・時間、業務内容、緊急時の連絡体制 等

(2) 通所介護事業所の職員として看護職員を配置する場合においては、次のとおりで、従来どおりの扱いとします。

各事業所における従事時間や業務内容、自宅等も含めた緊急連絡体制等については、個別具体的に確認させていただきます。

【運営規程】	看護職員の人数を記載。
【勤務形態一覧表】	各看護職員の氏名及び勤務時間を記載。 備考欄に、各看護職員に係る掛持の事業所名を記載。
【その他添付書類】	・看護師等免許証の写し ・（新規）従事予定の確認票、（更新）従事の確認票 ※本人直筆の署名が必要です。

5 その他留意事項

- 複数単位のサービス提供を行う場合、1人の看護職員が、各単位を掛持することも可能です。
- 「中重度者ケア体制加算」を算定する場合、サービス提供時間帯を通じて、必ず1人以上、看護職員として専従する必要があります。また、病院等との連携により確保した看護職員については、同加算に係る専従の看護職員とは認められませんので、併せてご注意ください。